

参 考 資 料

1999年12月8日

英国政府情報局編・最高裁事務総局訳「英国の裁判」(1953年)

「...不幸にもある国々では、公正な裁判をすることより自分の権威を保つことの方が重要だと考える政府が存在しているのです。英国についてはそのようなことはありません。英国の裁判は、ここにお話しようとする色々の法律によって行われています。...これらすべての法律の意図は、政府でも、官吏でも、また警察職員でも、市民が独立の裁判官による公開の裁判を受けるまでは、その市民の自由に干渉することを絶対にできなくすることにあるのです。」(2頁)。

「個人の自由と国家の利益のどちらを優先させたらよいか疑わしい場合は、英法は今なお個人の自由を優先させます。」(106頁)

「英法に従って裁判をしている裁判所は数多くあり、また、裁判官にもいろいろな種類があります。上級の裁判官は、国から報酬を受けていますが、マジストレイト(magistrate)とかジャスティス(justice)とか呼ばれる下級の裁判官は、普通は無報酬です。實際上、いずれの裁判官も政府の官吏ではなく、国から報酬を受けてはいても、彼らは政府の官吏の中から選ばれるのではなくて、民間の『実務』に携わっている(すなわち、開業している)弁護士の中から選ばれるのです。」(20頁)。

「...英国では、どんな階層のひとつでも、自分の国の裁判所の公平なことを疑うものはない...。英国の裁判が信頼される主な原因は、それがほとんど行政府と関係なしに行われるところにあるのです。...」(104頁)。

弁護士法

(弁護士の使命)

「第1条 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。」

日本弁護士連合会会則（1949年7月9日制定）

第1章「総則」 第2条

「第2条 本会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する源泉である。」

会則第2条の説明

「...日本弁護士連合会の使命は重大であり、その理想は高遠である。会則第2条は『本会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する源泉であり』といつているが、是れ即ち連合会の理想を表明したものであつて、茲にいう『源泉』とは、基本的人権の擁護、社会正義の実現に当る司法職員全体が、本会を母胎として生い立つべきものであるという意味である。司法の一元化ということは、旧憲法時代から唱えられたことであるが、吾人はたまに行われる弁護士と判検事との交流を以て事足れりとするものではない。吾人の理想とするところは、日本弁護士連合会が司法の主導権を握り判検事も弁護士もみな本会の会員として、その公的生活の一步を踏み出すようにすることである。...」（巻頭言「弁護士法施行一周年を迎う」「自由と正義」第9号〔1950年〕2頁）

1999年6月14日、野田毅国務大臣の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」案の説明（1999年7月8日成立）

「地方分権の推進は、二十一世紀を迎えるに当たって、新しい時代にふさわしい我が国の基本的な行政システムを構築しようとするものであります。

これまでの行政システムは、全国的統一性、公平性を重視したものであり、我が国の近代化、第二次大戦後の復興や経済成長を達成するために一定の効果を発揮してきたものであります。今日においては、国民の意識や価値観も大きく変化し、生活の質の向上や個性的で多様性に富んだ国民生活の実現に資するシステムの構築が強く求められています。

このためには、国は本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねること並びに地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにすることを基本とする国と地方の新しいシステムに転換する必要があります。

このような趣旨は、既に平成五年六月に衆参両院において行われた地方分権の推進に関する決議において明らかにされております。これを受けて制定された地方分権推進法に基づいて地方分権推進委員会の勧告が行われ、昨年五月、政府として地方分権推進計画を作成し、国会に報告したところであります。」

司法制度改革審議会設置法の趣旨

「21世紀の我が国社会においては、社会の複雑多様化、国際化等に加え、規制緩和等の改革により、社会が事前規制型から事後チェック型に移行するなど、社会のさまざまな変化に伴い、司法の役割はより一層重要なものになると考えられ、司法の機能を社会のニーズにこたえ得るように改革するとともに、その充実強化を図っていくことが不可欠である」(第145回国会衆議院法務委員会における陣内法務大臣の法案の趣旨説明)

参議院法務委員会附帯決議2項

「国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹一元、法曹の質及び量の拡充等の基本的施策を調査審議するに当たっては、基本的人権の保障、法の支配という憲法の理念の実現に留意すること。特に、利用者である国民の視点に立って、多角的視点から司法の現状を調査・分析し、今後の方策を検討すること。」

中坊公平日弁連会長(当時)

「年頭所感/1991年を迎えて」(『自由と正義』1999年1月号)

「国民の立場から...弁護士会に...何を求められているのかを明らかにしたうえ、国民と手をたずさえ司法改革に取り組んで参りたい...」(5頁)

「年頭所感/1992年を迎えて」(『自由と正義』1999年1月号)

「私たちは...意識改革を必要とする時代を迎えている...」(5頁)

平野龍一氏「現行刑事訴訟の診断」(『団藤重光博士古稀祝賀論文集第四巻』

[1985年]422~423頁)

「わが国のようなやり方はなぜ悪いのか、むしろその方が真実の発見に適しているのではないか、公判廷での証言だけで判断しようとする、その場での尋問のやり方の巧拙などにも左右され、かえって真実を逸することにもなるのではないか、わが国の裁判官、その他の司法関係者の中には、ひそかにそう思っている人も少なくないだろう。

また、日本人と外国人の「文字」に対する感覚の違いをいう人もある。日本人は「目人間」(Augenmensch)であって、文字になったものをコミュニケーションの手段として重視するが、欧米人は「耳人間」(Ohrenmensch)であって、耳からはいることばでコミュニケーションするのに慣れているというのである。

しかしさらにすすんで、日本の裁判官その他の司法関係者は、そもそも法廷というところは真実を明かにするのに適したところではないと考えているように思われる。人が相手に真実を語るのは、二人だけのところで、心を打ちあけて語る時であって、法廷のような公開の場所では、いろいろな方面への配慮から、思い思いのことをいうにすぎない。法廷とは、いいたいことをいわせる儀式にすぎない。だから真実は、後でその模様を考えあわせながら静かに調書を読みこれとつかわせることによってえられるものである、ということなのであろう。

もしほんとうにそうであるならば、むしろ公判廷が証拠調べの場所すなわち心証をとる場所であるというフィクションは脱ぎ捨てた方がいいだろう。しかし、アメリカやドイツで本気で公判廷で心証をとろうとしているのを単なる教条主義とみていいものだろうか。調書もまた「種々の配慮」から、多くの真実でないものを含んでいる。それを「自室」で見抜く眼力を持つと裁判官が考えるのは自信過剰であり、大部分は実は検察官・警察官の考えにのっかっているにすぎないのではなかろうか。最近の再審事件は氷山の一角としてそのことを示したのではなかろうか。

ではこのような訴訟から脱却する道があるか、おそらく参審か陪審でも採用しない限り、ないかもしれない。現実には、むしろこれを強化する方向に向ってさえいるように思われる。わが国の刑事裁判はかなり絶望的である。」

佐柄木俊郎朝日新聞論説主幹「『21世紀改革』の旗手たれ」

(『自由と正義』1999年11月号)

「...外側の社会はこぞってこう訴えているのだ。『21世紀改革のために、打って出てほしい』と。とくに、弁護士さんには、逃げずに時代の先陣を切ってもらいたいと思う。」(110頁)

行政改革会議・最終報告(1997年12月3日)

「...日本の国民になお色濃く残る統治客体意識に伴う行政への過度の依存体質に訣別し、自律的個人を基礎とし、国民が統治の主体として自ら責任を負う国柄へと転換(をはかる)...」(1頁)

「今回の行政改革は、『行政』の改革であると同時に、国民が、明治憲法体制下にあって統治の客体という立場に慣れ、戦後も行政に依存しがちであった『この国の在り方』自体の改革であり、それはとりもなおさず、この国を形作っている『われわれ国民』自身の在り方にかかわるものである。われわ

れ日本の国民がもつ伝統的特性のよき面を想起し、日本国憲法のよって立つ精神によって、それを洗練し、『この国のかたち』を再構築することこそ、今回の行政改革の目標である」(4頁)

三淵忠彦初代最高裁判所長官(1947年～1950年在任)からマッカーサー連合軍最高司令官に出した1948年(昭和23年)3月29日付書簡

(鮫島真男「裁判官、検察官の報酬、俸給の改訂問題 - 第31回国会における - 」法曹時報第11巻第5号[1959年]56～57頁で紹介されている)

「...日本国の新憲法は、民主主義の原則に基いて、司法権の独立を力強く保障し、日本の裁判官から、その従来^レの官僚的な地位を完全に否定し去ることを期待している。...新憲法における日本の裁判官の地位は、従来^レの日本の裁判官の地位と全く異なるべきものである。...」

「...余は、日本政府が、現在、裁判官の地位を決定する上において、重要なステップをふみつつあることに、とくに貴下の注意を喚起したい。それは裁判官の報酬に関する法律案の立案である。...余は、裁判官の報酬については、米国におけるが如く、第1に、憲法の規定する『相当の報酬』たるべきであり、第2に、検察官をも含む一般官吏の俸給とは全く別個に考慮され決定されるべきであると信ずる。何故ならば、裁判官の報酬についてのこの両者を失うならば、日本の裁判官の地位は、依然として検察官その他の一般官吏の地位と同視せられ、現実において、過去の日本におけるが如く一官僚たる地位に甘んずる外ないと考えられるからである。...」

三宅正太郎氏「裁判の書」(1942年)

「心に及ばんほどの私の心」、「意識の下の私の心」、「...意識の下の私を抑へる心が、古今を通じての裁判の極意であつて、あらゆる裁判の道はこの点に帰する...」(7頁)。

「昔の裁判官は、一面に於て行政官であつたから、行政官としての苦勞や、経験を裁判の上に適当に利用しうる便宜もあつたが、現在の判事は醇乎(ジュンコ)たる裁判官であるから、少しでも油断すると、判事の殻にたて籠つて、自ら高しとする誘惑に陥り易く、且その油断をする機会が極めて多い。判事が自ら高しとする気をおこせば、その瞬間に裁判の公正が狂ふことになるから、判事はこの油断と誘惑の害敵に対して他の官吏に数倍する警戒をなさなければならない」(12～13頁)。

「...裁判官の生活にはたしかに欠点がある。私恣を肯定する危険が伏在するか

らである。法律は裁判官をして自己の信念に基き、純一に裁判をさせんが為に他の犠牲に於て配慮され、本人には少しも苦勞させぬやうに仕組まれてゐるのである。しかし、かかる箱入娘が必しも純真を保つと限らないやうに、裁判官の心の中にも他の干渉なきに狎れて徒に私恣をほしいまゝにする癖を養ふ余地がないとはいへない。板倉重宗がこの私恣を特に惧れたのは、裁判官の持つ宿命的な弱点であるからであらう。現代に顧みても裁判官はともすれば『お山の大将』式な気持に陥りやすい。だから、出来るだけ鏝ぜりあひの機会を持ち、つとめて他人に揉まれる地位に身を置き、あらゆる方面に触角を働かせて、自己反省のキツカケを掴むべきである。...」(138 ~ 139 頁)

「...裁判官の生活にはたしかに欠点がある。私恣を肯定する危険が伏在するからである。」(138 頁)

「或る裁判が法律上間違つてゐないといふことは、宛も競馬場で馬がコースの外に出ないで走つてゐるといふまでのことで、その裁判が正しいといふことにはならない。...現在の裁判はいつも一つ色であり、一つ香であり、一つの形だつて、百花爛漫の趣に乏しい。むしろ無味乾燥で味はひに欠くる憾がある。」(102 ~ 103 頁)

「無為平凡の判決」が「横行」する「現象が現在の司法部の癌だと自分は思ふ。」(103~104 頁)

「裁判の価値は、裁判の結果ではなくて、味(あじはひ)である。その味(あじはひ)とは、裁判を受けた者をしてその裁判に心から悦服せしめることであり、裁判の中の正義と仁愛とを心から信ぜしめることである。結果に於ける差違(ちがひ)は、物質的見方では大きく映るけれど、その心服の前には極めて小さな存在でしかない。徒に公平を願つて死んだ裁判を得るよりも、不均等でも活きた裁判を私は望みたい。」(204 頁)

「私は現在の裁判所が民衆から遊離してゐることを今更のやうに嗟歎する...裁判所の通知がもつと親切でわかり易く書いてあつたならば、一般の人々の裁判所に対する感情もたしかに変つて来るに違ひない。一体このことは啻に文書の形式ばかりの話ではない。大抵の人は裁判所といへば、怖い顔を以て臨む近づきがたい所としか考へてゐないのだ。これは封建時代から民衆に植ゑつけられた考で一朝一夕のことではないが、裁判所構成法が行はれて 50 年の今日、なほこの思想の去らないのは、裁判所の方にも反省すべき多くのものが存する。」(46 ~ 48 頁)

日本弁護士連合会「司法改革実現に向けての基本的提言」(1999年11月19日)

添付資料2 参照

穂積陳重博士の発言(武田宣英「日本陪審法論」[1928年])

武田宣英「日本陪審法論」(9～10頁)は、「陪審法の公布せられたる日の前一日」、穂積陳重博士が「前に交付せられたる信託法及將に交付せられんとする陪審法の関係者百名」を前に、次のような「意見」を述べたことを紹介している。

「陪審法は人権擁護に関する人民の刑事自治法であります。同法の制定は、我邦開国以来二千有余年他治の民が刑事裁判上の自治権を得る端緒であります。」

「或は陪審の制度は国民の希望に非ずとの論もあれども、此論は社会的觀察の方法に依て其当否が分かれるものと思ひます。」

「現時の社会は過去の結果とも見ることが出来るし、又将来の原因とも観ることが出来ます。」

「若し現在を過去の果と見ますれば、或は今日の陪審法は国民の要望に非ずといふことが出来ませぬ。我國民は過去二千有余年他治の民でありました。裁判所は権利擁護の神殿に非ずして罪惡に汚れたる不淨の地とし、之に対する嫌惡又は恐怖の念を抱いたものでありました...。」

「之に反し現在を将来の因と観ますれば、立法に於ける選挙権、行政に於ける自治権と相並んで、司法参与の要望が国民全体の胸中に潜在し、潜勢力の状態に於て存在することは明であります。故に過去の果たる現在のみに着目して国民の要望に非ずと云ふは、楯の一面のみを見た偏見であると云わねばなりませぬ。」

「凡て立法は将来の為にするものであります。...法律は常に現在を招來の因と見て作らねばならぬのであります。...」